

新副区長 決まる 6月29日付で就任

6月29日に開催された令和5年第二回区議会定例会において、区議会は、副区長に武越信昭氏を選任することに同意、6月29日付で同氏が副区長に就任しました。



副区長 **武越 信昭**

昭和43年8月26日生
平成4年4月1日 江東区役所 入庁
令和3年4月1日 福祉部長 就任

災害時の避難に支援が 必要な方の情報を地域で共有 「避難行動要支援者名簿」作成

区では、災害時に自ら避難することが困難な方を掲載した避難行動要支援者名簿を作成しています。これは災害対策基本法に基づき作成するもので、災害時に名簿を活用して、避難支援や安否確認を行うための仕組みを築くものです。

対象となる方に「外部提供同意書」を発送
7月下旬に、区で避難行動要支援者として名簿登録の対象になっている方へ、事業の案内と「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」を発送しま

「外部提供同意書」は、災害協力隊等(町会、自治会、マンション管理組合等を母体として組織される自主防災組織、または自主防災組織としての活動が困難なマンション管理組合、自治組織等)に名簿を提供することの同意を確認するための書類です。提出していただく関係機関(消防署、警察署、社会福祉協議会)に加えて、地域団体等(災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター)に避難行動要支援者名簿を提供します。災害協力隊等は、実施可能な範

囲で訪問等調査を行い、一人ひとりの個別の避難支援計画(個別計画)を作成します。
【対象となる方】
○75歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上のみの高齢者世帯の方
○介護保険制度の要介護3から5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)
○身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級)1・2級、視覚および聴覚障害1・2級に該当する方
○愛の手帳1・2度に該当する方
※現在、病院に入院されている方や施設に入所されている方、ご自身やご家族などの支援によって、災害時に避難することができない方など、地域団体等による災害時の支援が必要無い場合は、返送不要です。
※すでに「外部提供同意書」を提出されている方については、

今回「外部提供同意書」を発送していません。
【返送期限等】
避難に支援が必要で名簿の提供に同意する方は、必要事項を記入し、8月31日(木)までに返送してください。
【返送期限等】
避難に支援が必要で名簿の提供に同意する方は、必要事項を記入し、8月31日(木)までに返送してください。

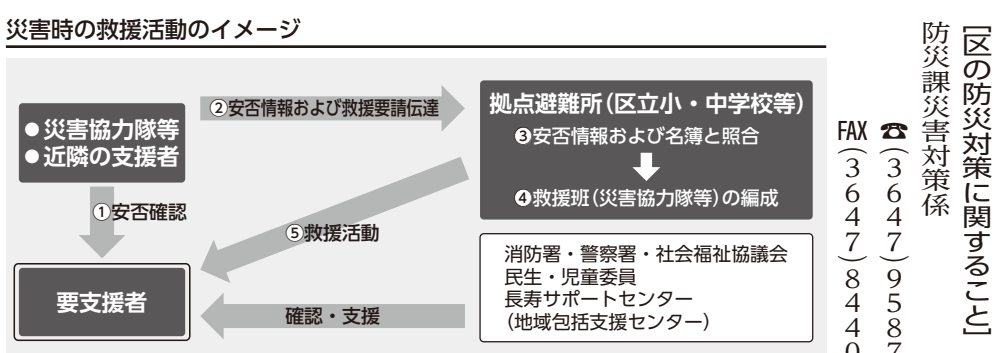
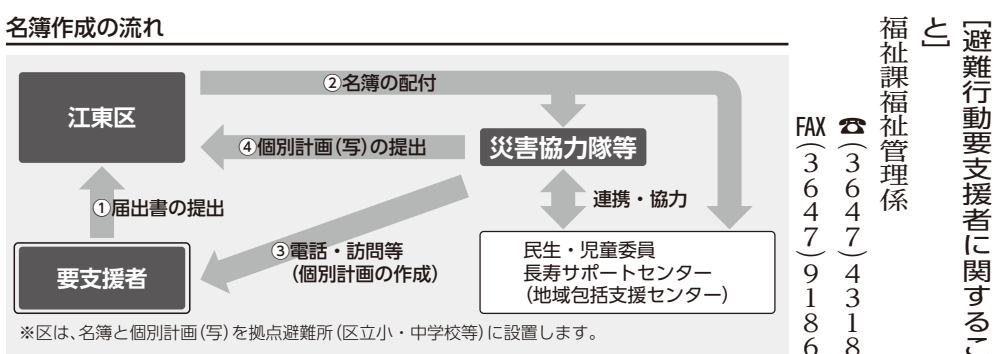
対象とならない方で名簿登録を希望する方は届け出を
区の名簿登録の対象に該当しない方で、災害時の避難に支援が必要な方は区の受付窓口で登録することができます。
【受付窓口】
区ホームページ、福祉課(区役所3階)、防災課(区役所隣防災センター4階)、障害者支援課(区役所隣防災センター2階)、保健所保健予防課(東陽2-1-1)、各保健相談所、各長寿サポートセンター
※郵送の場合は、区ホームページにある登録用紙に必要事項を記入し、〒135-8383区役所福祉課福祉管理係へ

※今年度の名簿に登録するには9月29日(金)までに登録手続きをしてください。
【地域防災力のさらなる向上を目指して】
地域団体等はボランティア精神に基づき、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行います。災害の規模や被災状況によっては支援ができない場合もあることをご了承ください。
今回の取り組みは、地域内の避難に支援を要する方の情報を共有することで、地域防災力を高めることを目的としています。情報の活用により災害時の救援活動を円滑にし、被害の軽減(減災)を目指します。

国民健康保険料・ 後期高齢者医療保険料 納付をお忘れなく

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、各月月末の納期までに納付をお願いします。口座振替は、納め忘れがなく支払いの手間が省ける安心で便利な納付方法です。申し込みには「口座振替依頼書」の提出が必要です。窓口での手続きの場合は、保険証・通帳・口座届出印をお持ちください。郵送での手続きを希望する方は保険料係へご連絡ください。また、区役所および出張所窓口ではキャッシュカード(一部金融機関に限ります)で口座振替の申し込みができます。保険証とキャッシュカードを持参していただき、お申し込みください。
国民健康保険料口座振替キャンペーン実施中
令和6年1月31日(水)まで

国民健康保険料の口座振替を新規開始した世帯を対象に、抽選で150世帯に2,000円分の区内共通商品券を差し上げます。条件を満たす世帯は自動でエントリーとなるため申込不要です(当選世帯へ令和6年3月中に商品券を発送)。
医療保険課係(区役所2階8番)
☎(3647)3169
FAX(3647)8443



令和5年度税制改正

地方税法等の一部改正に伴い、「江東区特別区税条例」の一部を改正しました。
【主な改正内容】
○令和6年から森林環境税の賦課徴収が開始となるため、規定の整備を行います。森林環境税は個人住民税の均等割に併せて、賦課徴収します。
○軽自動車税環境性能割および種別割において、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行った自動車製作者等に負わせる特別
規定について、納付不足額に
加算する割合を現行の10%から35%に引き上げます。
○軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までに取得したものを対象とします。ただし、税率をおおむね25%軽減する措置のみ2年の延長となります。
課税課係
☎(3647)8093
FAX(3647)4822